

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年（2023年）3月17日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	高木健次
同	増永慎一郎

1 実施方法

令和4年（2022年）10月24日から令和5年（2023年）1月31日までの間に実地監査を実施

2 監査対象団体

補助金等交付団体	学校法人鎮西学園、学校法人東海大学、学校法人泉心学園、学校法人熊本マリスト学園、学校法人九州ルーテル学院、学校法人文徳学園、学校法人八商学園、学校法人玉名学園、日本赤十字社、熊本商工会議所、公益社団法人熊本県観光連盟、産交バス株式会社
出資団体	公立大学法人熊本県立大学、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会、株式会社テクノインキュベーションセンター、一般財団法人熊本県伝統工芸館、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金、肥薩おれんじ鉄道株式会社、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団、公益財団法人熊本県農業公社、公益社団法人熊本県林業公社、公益財団法人くまもと里海づくり協会
公の施設の管理者	カリノー&コロムビアくまもと応援共同体、熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ、株式会社キューネット、九テク・熊環・熊エンジニアリング委託業務共同企業体、松木運輸株式会社、日本パーキンググループ、ウォーターサークルくまもと株式会社

3 監査対象年度 令和3年度（2021年度）

4 監査の主眼

熊本県監査基準に準拠し、補助金等交付団体、県が出資している団体、公の施設の管理者の30団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査に当たっては、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 補助金等交付団体
 - ・補助等の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
 - ・補助等の効果は十分に達せられているか。
- (2) 出資団体
 - ・出資の目的に沿った事業が適切に実施されているか。
 - ・組織の運営管理が適切に行われているか。
 - ・会計経理等が適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理者
 - ・管理運営に係る協定書等に基づき業務が適切に実施されているか。
 - ・指定管理者制度実施の効果は表れているか。

5 監査の結果

監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められたが、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項、意見事項及び勧告事項は次のとおりである。

- (1) 指摘事項
なし

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事例に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適性を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前回監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

- (2) 意見事項

監査対象団体名 (所管課)	監査の結果
肥薩おれんじ鉄道株式会社 (交通政策課)	<p>(経営改善に向けての対策について)</p> <p>経営改善のため様々な営業努力がなされているものの、鉄道沿線地域の人口減少に伴う利用者の減少に加え、甚大災害の発生、新型コロナウイルス感染症への長期対応、燃料費の高騰等が重なり、以前にも増して厳しい経営環境下にある。</p> <p>沿線地域に欠かせない生活交通として、これまで以上に経営改善に向けた対策が求められる。</p> <p>出資法人及び沿線自治体等と連携、協力しながら、新たに策定した中期経営計画について、きめ細かな進捗管理と着実な推進に努められたい。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。

(3) 勧告事項

なし

〈参考〉

「勧告事項」とは、監査の結果のうち、特に措置を講ずる必要があると認めるものである。